### 本部報告

# 早期解決にむけた実践例海外労使紛争の未然防止・

IMF-JC国際局主任 岩井 伸哉

IMF-JCの国際局に入って、10年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I0年以上になりますが、普段は、I

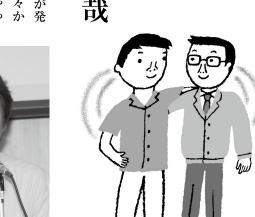
今回のセミナーでは、これまでの、 実例の中から、特にIMFが関わっ たことにより、会社を動かし、首尾 よく問題の解決をしたというような 事例を紹介していこうと考えていま したが、近年では、そうした事例が 非常に少ない。特に、日系企業にな るとやはりIMF-JCに加え、産 るとやはりIMF-JCに加え、産 が目立ちました。したがって、今回、 が目立ちました。したがって、今回、 で紹介する事例は、日系企業ではな

れば良いと考えています。の取り組みに対する一つの示唆にな切れる内容でもありませんが、今後く、しかも成功裏に解決したと言い

# LMF (国際金属労連)

言われています。

IMF-JCが加盟したのは、1964年10月にオーストリア・ウィーンで開かれた第20回世界大会のの日本語名称:国際金属労連日本協の日本語名称:国際金属労連日本協の日本語名称:国際金属労連日本協議会)は同年5月16日に結成されて、「行来、東南アジア各国労働者へへの協力を要請しました。加えて、「何来、東南アジア各国労働者への援助活動の決意」を表明しました。



MF-JCが日本の金属労組の加盟単位となり、IMFに一括加盟して助車総連、電機連合、JAM、基幹動車総連、金電線が加盟しており、JC

## 社の事例マレーシア・エリクソン海外労使紛争事例 その1

ませんが、IMFが関与した事例とでは、日系企業の事例ではあり

明がエリクソン本社から発表されま

マレーシア・クアラルンプール



たします。 Ι MFの基本姿勢をいくつか紹介い

一つ目は、2000年、マレーシ

勢であります。

けるというのがIMFの基本的な姿

ような活動は容認できない」との声 関係を築いており、この関係を覆す ました。そして、その決議を、スウ 支援を表明するとの決議が採択され 座に会社に抗議をし、 開催されていたために、その場で即 うどそのとき、IMF中央委員会が 係を拒否したというものです。ちょ 結してきた団体協約を会社側が破棄 は全世界の工場において良好な労使 たところ、その翌日に、「事実を調査 ェーデンのエリクソン本社に送付し ある電機産業労働組合の組織との関 ア・エリクソン社で発生した事例で し、マレーシアのIMF加盟組織で 問題の内容は、25年にわたり締 打開策を協議する。エリクソン 労働組合への

> 織の立場に立って、会社に圧力をか ことが重要であると考えています。 そして、IMFとしては、当該労使 とになった、というものです。 侵害があるような場合には、 ただし、労働組合権や労働基本権の が団体交渉を通じて問題を解決する は、 機産業労働組合の組織は存続するこ した。これを機に、マレーシアの電 IMFが関与する場合、基本的に 加盟組織からの要請によります。 加盟組

## 組織化の緩和について レーシアの電子産業の

マ

電子産業だから、電子産業の組合は 社側が当局に対して、「ウチの会社は どこかの企業を組織化した場合、 子産業や自動車産業などの組合が、 これは決して、法律に基づいてそう ことが実質的に禁止されています。 労働組合について説明しておきま が必須となっています。そこに、電 どの産業を組織化するかなどの記載 をしなければならず、その際には、 用によるものです。労働組合は登録 なっているのではなく、行政的な運 の全国的な産別労働組合を結成する す。現状、マレーシアでは、電子産業 ここで、マレーシアの電子産業の

> 現在、マレーシアでは電子産業の労 化への努力がどんどん引き伸ばされ ということになった場合でも、会社 断が出て、その組合が組織化できる きないということになっています。 企業別の労働組合として存在してい 働組合というものは、 のような運用がなされてきました。 ているのです。この30年に渡り、そ ることができます。こうして、組織 側はそれに対して、不服を申し立て 合、その電子産業の組合は組織化で 産業ですね?」という確認をした場 もし、当局が、「あなたの会社は電子 な問い合わせをしてくるわけです 組織できないのでは?」というよう もし、電子産業ではないという判 産別ではなく、

うな判断もあります。 働運動からの批判は強く、マレーシ く、また、ILO(国際労働機関)の ア国内の労働運動からの批判も多 「結社の自由の侵害である」というよ このような状況に対して、国際労

大臣)の談話として、「前日の閣議に 資源大臣 (日本でいうところの労働 したものです。スブラマニアム人的 のブルナマ通信という新聞社が発表 します。これは99年5月末に、現地 る方向にあるという新聞報道を紹介 ここで、そうしたことが見直され

> かと考えています。 働組合側からの反応は出てきていな いかという見方ができるのではない ある程度は緩和されてくるのではな シアの電子産業の組織化について、 いようです。いずれにしてもマレー 記事でした。しかし、今のところ労 あると考えている」といった内容の たため、この内容ではまだ不十分で 別労働組合の結成容認を要求してき 会議)などは、これまで全国的な産 あるMTUC (マレーシア労働組合 マレーシアのナショナルセンターで の組織についてのみである。ただ、 国的な労働組合ではなく、地域ごと 結成を容認した。しかし、これは全 おいて、電子産業の産別労働組合の

## 海外労使紛争事例 その2

るという状況です。

日に労働組合が正式に登録されまし ループが解雇されたものの、 合を組織しようとした4人の指導グ きた事例です。07年5月24日に組 関与した事例で、タイ・ソニーで起 す。これは、2007年にNGOが した事例について紹介します。最近、 て、IMF以外の様々な団体が関与 活動を監視しよういう動きがありま CSR意識の高揚などから、会社の 2つ目の海外労使紛争事例とし 6 月 12

た。しかし、7月12日、労働組合の 結成総会前日に18名の労働組合幹部 結成総会前日に18名の労働組合幹部 タイ・レイバー・キャンペーンが、 タイ・レイバー・キャンペーンが、 国際NGOであるグッドエレクトロ ニクス (電子産業企業の行動を監視 コー・オランダに復職要求を提出し コー・オランダに復職要求を提出し ました。これにより、問題発生から おずか5カ月にもかからずに、10月 1日に復職が決定したという事例で す。

っています。
ことを関係組織に通知することにな通常はこうした「紛争」が発生したということですが、NGOとしては、

たとえば、この事例であれば、グ がドーJCに対して通知をしました。 がドーJCに対して通知をしました。 さむ)にも通知をしたり、抗議の書 含む)にも通知をしたり、抗議の書 で送ったりもします。また、様々 な関係組織とともに、経営側に対し な関係組織とともに、経営側に対し

境の面から、企業を監視するNGONGOです。企業倫理やCSR、環ニクスとは、オランダに本拠のあるちなみに、このグッドエレクトロ

のネットワークで、インドやインド で活動をしています。いずれにして で活動をしています。いずれにして で活動をしています。いずれにして での事例のとおり、圧力をかけると ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ころから始めるしかありません。圧 ということではないと思いますが、 といる組織がしっかりと取り組むこ とではないでしょうか。

#### ドイツの事例 海外労使紛争事例 その3

を行い、解決のための要請を行いま こではドイツの事例を紹介します。 業員代表委員会が経営側に問題提議 を受けた当該企業の支部もしくは従 員代表委員会に連絡をします。 なる)、あるいは、当該企業の従業 る労働組合はその支部ということに の単位労働組合ですので、会社にあ 業の支部(これはIGメタルが産別 す。IGメタルの本部から、 社の労働組合から支援要請がありま で労使紛争が発生すると、海外子会 織の取り組みについてですが、こ 合)では、多国籍企業の海外子会社 IGメタル (ドイツ金属産業労働組 3つ目は、他の国のIMF加盟 当該企 連絡 組

応することになっています。は、EWC (欧州従業員委員会) が対す。また、EU域内の国同士の場合

IGメタルの方たちの話では、状 IGメタルの方たちの話では、状 果なるとのことです。労使間で事実 の認識が異なることが最も問題であ り、また問題がこじれてから要請が くることもあり、こうなると解決が くることもあり、こうなると解決が は、こともあり、こうなると解決が くることもあり、こうなると解決が は、こともあり、こうなると解決が は、こともあり、こうなると解決が は、こともあり、こうなると解決が は、また問題がこじれてから要請が は、また問題がことは、また問題であ

にも適用されるようになりました。

## 従業員代表委員会とは?

ここで従業員代表委員会についてに対しておきましょう。ドイツでは説明しておきましょう。ドイツでは説明とれている従業員の代表機関です。これは労働組合とは違って、労働組合に加盟、未加盟を問わず、従業員代表委員会委員は従業員全体から直接選出されます。原則として賃金・労働条件は労働組合が地域ごとに産労働条件は労働組合が地域ごとに産が、従業員代表委員会はそれ以外の項目について経営側から情報提供を得る権利を有します。

員会とは、EU指令に基づき設置がたものがEWCです。欧州従業員委

欧州の労働組合においては、産別の労働組合が、現地の労働組合と直の労働組合が、現地の労働組合と直は、解決の進み具合が一段と早くなは、解決の進み具合が一段と早くなは、解決の進み具合が一段と早くならと予想されます。現地の労働組合においては、産別の対象組合においては、産別の労働組合においては、産別の対象を

## 業ノキアの事例フィンランドの多国籍に海外労使紛争事例 その4

4つ目の具体事例として、フィンランドの多国籍企業であるノキアのランドの多国籍企業であるノキアのです。2008年1月15日にドイツにあるノキアのボーフム工場を閉鎖するとの発表がありました。従業員たちからは、「この会社は利益をあたちからは、「この会社は利益をあたちからは、「この会社は利益をあたちからは、「この会社は利益をあたちからは、「この会社は利益をあけてきたのに、一体どういうことな

規模の閉鎖撤回を求める集会を開い できませんでした。1月22日にはボ たが、工場閉鎖を撤回させることは 営陣と直接会って申し入れをしまし 従業員代表委員会委員長と労働組合 ましたし、ドイツのボーフム工場の 展しました。ドイツの世論も含めて ています。 メタル会長も出席して15000人 ーフムにおいてIGメタルは、 ィンランドに行き、ノキアの本社経 のIGメタル・ボーフム支部長がフ **う計画を持っており、この問題に発** をドイツからルーマニアへ移すとい た。ノキア本社としては、生産拠点 工場閉鎖に反対する様々な意見が出 んだ?」との反発の声があがりまし I G

属しており、 代表委員会の組織体制について説明 す。労働組合員は、IGメタルに所 従業員代表が委員会を構成していま しておきたいと思います。ドイツの おけるノキアの労働組合と従業員 表委員会とIGメタルの支部があり ここで、ドイツとフィンランドに 従業員の中から選出された 工場の中には従業員代

働組合員は、 をしているのは労働組合員です。 表委員会に、 フィンランドの場合は、 従業員代表として参加 工場内に複数の労働組 従業員代

> 加をするという形になっています。 表が集まり、 のより専門職な労働組合などから代 イトカラーの労働組合や、 ルーカラーの労働組合、またはホワ 合がある場合もあるため、 従業員代表委員会に参 金属のブ

> > 業員に情報を提供し、

のでした。 加者の受け止め方は大きく異なるも EWCが会合を行いましたが、各参 E M F そのような状況の中で、 す。この中には、もちろん、 業員代表委員会の代表も来ています ォーラムというEWCを作っていま 代表を派遣し、ノキア・ユーロ・フ れから従業員代表委員会が集まり、 代表委員会があります。各国それぞ 持っているので、各国の各事業所に 員代表委員会の代表も来ています。 お話したドイツのボーフム工場の従 ノキアは欧州各国に様々な拠点を フィンランド国内事業所の従業 (欧州金属労連)とノキアの 1 月 30 日、 ・
先ほど

まいました。この事態について、ド

委員会は失望し、会合を中座してし

第4回海外労使紛争の防止に関する 労使セミナ

けていない」と分析する一方、フィ 委員会のメンバーはそれほど頻繁に との見解を示しました。 ツほど工場閉鎖が論議を呼ばない が見つかる可能性が高いため、 え工場が閉鎖になっても別口の仕事 ンランド側は、「北欧諸国では、 よく知らないので、信頼の基礎が築 に十分に会うことがなく、お互いを 会合を開催していないため、お互い イツ側の労働組合であるIGメタル 「欧州レベルのノキア従業員代表 ドイ たと

MFが調整役に回りますが、従業員 事例であり、労働組合の間では、E 表委員会の間で見解の相違が生じた ます。これは、 違につながってしまったと考えられ こうした認識の違いが、 同じ会社の従業員代 意見の相 このことを聞いたドイツ従業員代表 することはしませんでした。そして ボーフム工場閉鎖決定の撤回を要求 くてはならない」として、ドイツ・ ーロッパ全体のことを考慮に入れな 方は、「ドイツの状況だけでなく、ヨ 会社を非難しました。一方、EWCの する義務を無視した」ということで EU指令とドイツの法律に沿って従 その会合で、EMFは、「ノキアは、 従業員と協議 似たようなことが起こる可能性は今 代表委員会では、EWCの調整がう 後も否めません。 なるということもあり、 委員会と労働組合とでは、立場が異 だと思われます。ただ、従業員代表 たため、調整能力が発揮できたため と、これはやはりEMF内で発生し なぜEMFはうまくいったかという まくいかなかったという事例です。 この事例に

揮できるということです。 組みがあって、 ました。それまでのさまざまな取り でなせるものではない」と話してい 連の担当者は、「連帯はボタンひとつ このような状況を見た、欧州金属労 違が、紛争勃発当初に見られました。 表委員会とEWCとの間の見解の相 場閉鎖に伴い、ベルギーの従業員代 す。たとえば、ルノーのベルギー工 などで同様の事例が発生していま 実際に、これまでにも自動車産業 初めて連帯が力を発

## る労使紛争への対応日本の海外子会社に おけ

が、そういう意味では、 されているケースが多いと思います 社側のカウンターパートとして参加 ましょう。日本では、労働組合が会 ではここで、 欧州の従業員代表委員会と労 日本の状況を見てみ 日本にお

ではないかと推察します。とれ故、労働いるように見えます。それ故、労働いのよい立場に立たされることも多いのしい立場に立たされることも多いのしい立場に立たされることも多いのとないかと推察します。それ故、労働

働組合の立場を同時に合わせ持って

そのような海外の人たちが言うよう どこかで調整していく必要がありま 認定が重要であり、ノキアの事例で には、紛争への認識の共有と厳密な 考えます。しかし、やはりそのため り組んできた経過の中で積み上げら ます。これは、これまで、皆さんが取 は産業別の労働運動が確立されてい ある場合もあります。ただ、日本に た状況に眉をひそめるような組織が 働運動の中にはあるため、こういっ ません。いろいろな組織が、国際労 が弱いととられてしまうことは否め で見た場合に、企業別労働組合の力 あるような見解の相違というものを な弱い面というものが克服できると れてきたものです。これによって、 ただ、これを、国際労働運動の中

## 労使紛争の発生要因

見てみましょう。労使紛争が起こり起きやすいのか、発生要因についてでは、労使紛争がどういう段階で

ては、①労働組合の組織化を進めてては、①労働組合高成時、③組合登録時、④組合認証時(認証選挙がある時、④組合認証時(認証選挙があるようなフィリピンの場合でも、認証ようなフィリピンの場合でも、認証は今後転の時(工場閉鎖など)があげ退や移転の時(工場閉鎖など)があげられます。

## 3つの労使紛争事例日系企業における

日系企業における最近の事例をいて、19年5月以降から今現在も取りに、19年5月以降から今現在も取りに、19年5月以降から今現在も取りに、19年5月以降から今現在も取りが、タイの二輪車製紙がでいる事例が、

## ①タイの二輪車製造の事例

タイの二輪車製造の事例は、生産を消量が落ち込んできたので、生産を調整する必要が出てきたために、会社を当る必要が出てきたために、会社が労働時間の短縮制度を導入しましがの場所であるため短縮制度を導入しまし

の短縮制度を拒否したというわけでって収入が減少するため、労働時間

にストライキが発生しました。にはあります。こうしたことを理由にはあります。こうしたことを理由ったのに、なぜ何の説明もなしに短ったのに、なぜ何の説明もなしに短す。さらには、「昨年の業績は良かす。

労働時間の短縮制度が導入されたのが2009年5月です。同年6月末にストライキに入り、そのストライキの情報をIMF-JCのほうからし、直接、IMF-JCのほうからし、直接、IMF-JCのほうからし、直接、IMF-JCのほうからし、直接、IMF-JCのほうからしたのですが、それと前後して、会社が一旦、全員の復職を認めるという判断を下しました。これにより、う判断を下しました。これにより、合月末からのストライキは7月初旬6月末からのストライキは7月初旬を終わり、従業員、労働組合の役員も含めて全員が復職をするという運も含めて全員が復職をするという運むさなりました。

現在、完全解決へ向けての途中で現在、完全解決へ向けての途中でなっています。8月に、労働組合による総会がこの問題を話しあい、労働時間の短いで、その場所でもう一度の知いで、の間があるので、その場所でもう一度

## 事例②タイの自動車部品製造の

同じくタイの自動車部品製造での

かし、それ以降、労働組合が言うに の方向に向かっています。 会社との交渉が行われ、現在は解決 側の状況把握を要請し、7月初旬に JCに寄せられ、単組に対して会社 末に発生、この一連の話がIMF-年5月に発生、抗議行動は同年6月 しました。この解雇は本年2009 本大使館に対して、抗議行動を起こ いかという疑念が浮上し、タイの日 な嫌がらせは会社によるものではな しているとのことでした。さまざま は、組合員に対する嫌がらせが頻発 それに従い、復職を認めました。し 解雇を違法と判断したため、 もちろん反発をしましたが、行政が いました。労働組合はこれに対して 中には、労働組合の役員も含まれて というケースです。解雇された人の 解雇してしまったことに対する抗議 みに対応するために一部の従業員を 事例です。これは、 生産量の落ち込

## ③インドネシアの事例

間にわたり、良好な労使関係を築いす。これは昨年、日本人を含んだ現地の子会社の経営陣および人事労務地の子会社の経営陣および人事労務地の子会社の経営陣および人事労務地の子会社の経営陣および人事労務のました。労働組合はこれまで12年

#### 特集

てきたので、見直しの意味が分からないということで反発をしたわけでないということで反発をしたわけです。きちんとした交渉もなく、会社側の姿勢が強圧だったため、組合側として交代して新しくなった経営陣としてっさらに、それがストライキに参加している労働者は700イキに参加している労働者は700イキに参加している労働者は700イキに参加している労働者は700イキに参加している労働者は700イキに参加している労働者は700位に対策をしたというケースです。ストライキに参加している労働者は700位は解決に向けての取り組みを行っては解決に向けての取り組みを行っている最中です。

## 渉のもつれ」「団体交渉をする際の交3件に共通することは

これら個別の案件には、それぞれ細かい相違はありますが、3件に共細かい相違はありますが、3件に共通していることは、「団体交渉をすられます。労働組合側は、現地人の経営労務担当者ではなく、日本人の経営者と会って話がしたいと訴えていま者と会って話がしたいと訴えていま者と会って話がしたいと訴えていまったのではないかと思われます。

IMFの「支援」とは労使紛争への

のところは期待できそうにありませ これらは、とにかく圧力をかけると 組合権への侵害があり、他国の企業 の支援とは、「労働者の権利や労働 性があると考えます。 ん。ここで、やはり、日本の労働組 のノキアの事例にあったEMFによ いうことが主眼になっています。先 ーン)、資金のカンパ活動など」です。 範な抗議書簡の送付 (国際キャンペ 書簡と連帯書簡の送付要請、 送付、IMF加盟組織に対する抗議 というと、「IMFによる抗議書簡の す。どのような支援を提供するのか る場合に『支援』を提供する」ことで 加盟組織や支援組織からの要請があ や労働者に大きな影響が予想され 合が紛争解決のために関与する必要 る調整のような役割は残念ながら今 こうした労使紛争に対するIMF より広

強調される恐れもあります。

面が国際労働運動の中で、ことさら多いとされ、企業内労働組合の弱い

# ための最善策労使紛争の早期解決の

IMF-JCとしても考えています。 生をいち早く把握」、「争議の状況を 組、産別、IMF-JCそれぞれが) 組、産別、IMF-JCそれぞれが) の労使紛争は、海外労使が直接話 り合い、解決するのが最善であると し合い、解決するのが最善であると

作り出す努力が必要になります。
で、そのような場合には、現地の労使
で、そのような場合には、現地の労使

## 未然防止の重要性

てしまいます。 ません。そのようなことに力を注入 だからと言って、「どのようにして 使紛争も起きないと考えています。 努力は不可欠です。では、未然防止 争の発生そのものを未然に防止する ありえるわけで、こんな事態になれ 人たちが労働組合を結成することも ど関係なく、社会運動をしたい言う です。もしかすると、賃金の条件な 従業員の不満が蓄積されていくだけ しても、実際の効果はないに等しい か」を考えることは最善策ではあり 労働組合が結成されないようにする のためには、どうするべきか。会社 言うまでもありませんが、労使紛 なお一層、 労働組合が結成されなければ労 労使関係が悪くなっ

ひとつの会社内に複数の労働組合がこれも間違った方法です。海外では、上げられるか」を考えることです。上げられるか」を考えることです。といい「どのようにすれば、会社にとは、「どのようにすれば、会社にと

拮抗しているような状況のところもあります。そうなると、労労対立が発生し、労使関係に大きく関係して発生し、労使関係に大きく関係しての労働組合が立ち上げられた場合、産別の労働運動や組合の力が弱いことが

現在、グローバルな監視の網が整備されつつあるため、企業の活動備されつつあるため、企業の活動はいることを気に留めるべきです。さいることを気に留めるべきです。さいることを気に留めるべきです。さくない団体」もあります。また、紛関与したがる団体の中には「好ましくない団体」もあります。また、紛ります。未然防止ができる、できあります。未然防止ができる、できないに関わらず、状況をできる限りないに関わらず、状況をできる限り

思います。 思います。

(文責·編集=IMF-JC組織総務局)